

令和 4 年 6 月 6 日

保護者 各位

横浜市 青少年局 保育・教育支援課  
人材育成・向上支援担当課長

## 保育所等における子どものマスク着用 の 考え方について

日頃より本市の保育・教育の推進にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

標記については、国の通知により考え方が示されており、横浜市においても、次のとおり国の考え方に沿って対応していますので、改めてお知らせいたします。

保護者の皆様におかれましては、ご理解・ご協力をお願いいたします。

**○個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めません。特に2歳未満では、窒息や熱中症のリスクが高まるため、着用は奨められません。**

**○保護者が着用させる意向であっても、現場でその子どものことを見ている保育士等が着用が難しいと判断する場合は、無理に着用を奨めません。**

**○午睡の際には当然として、熱中症リスクが高いと考えられる場合や、子どもが身体を動かすこととの多い屋外での保育、プール活動や水遊びを行う場合には、マスクを外すようにします。**

【参考】厚生労働省 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09762.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html)「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について  
(第十五報) (令和4年5月25日現在)」(令和4年5月25日付事務連絡)

横浜市 青少年局 保育・教育支援課 人材育成係

TEL 045-671-2397